

⑩議会・情報

議会・選挙

市議会

議会事務局 議事管理課 ☎862-8153

議会事務局 調査法制課 ☎862-8194

市議会は、選挙権がある満25歳以上の市民の中から選挙によって選ばれた議員で構成され、市政を進める上で、那覇市の意思を決めたり、市政が正しく運営されているかをチェックする機関です。

●定例会・臨時会

定例会は、年4回、2月、6月、9月、11月に開かれ、全議員が提出された議案を審議するほか、議員からの質問によって市政全般にわたって市長などの執行機関の政策をただし、提言を行ったり、報告・説明を求めたりします。

質問には会派を代表して行う「代表質問」と個々の議員が行う「一般質問」があります。

臨時会は、定例会とは別に、特定の事件を審議するため、必要に応じて開かれます。

●本会議

全議員によって、構成される会議です。法律上要求される議会の議決（可決・同意等）は本会議で行う必要があります。

●常任委員会・特別委員会

常任委員会は、総務、都市建設環境、教育福祉、厚生経済、予算決算（議長を除いた全議員で構成）の5委員会が常設され、議案の審査を行います。また、予算決算を除く4常任委員会では、市民からの請願・陳情などの審査や、所管の事務調査を行います。

特別委員会は、特定の事件を調査・審査するために、議会の議決で設置されます。

●議会運営委員会

議会の円滑な運営を図るために設置され、議会運営に関すること、議会の会議規則や委員会条例に関すること、議長の諮問に関することなどについて協議・調査・審査します。

●公聴会・参考人制度

市民の利害に重大な影響がある議案や重要な議案・請願・陳情の審査を充実させるため、直接市民や専門家の意見を聴くためのものです。

●議会報告会および市民との意見交換会

那覇市議会基本条例に基づき、年1回以上「議会報告会および市民との意見交換会」を開催しています。

市議会議員が、直接会場にて議会での議案等の審議概要や結果を報告し、市民のみなさんと意見交換を行います。

市議会の傍聴/会議録/市議会だより

議会事務局 庶務課 ☎862-8108
議会事務局 議事管理課 ☎862-8153
議会事務局 調査法制課 ☎862-8194

議会は、すべての会議を原則として公開するものとなっており、どなたでも傍聴できます。

手話通訳を希望される方は、傍聴希望日の7日前（閉庁日を除く）までに、庶務課に申請が必要となります。

通常、会議は午前10時から開きます。日程は、市議会ホームページでも確認できます。

また、本会議と予算決算常任委員会をインターネットで映像配信（生中継・録画中継）しています。

スマートフォン・タブレット向けの映像配信も行っており、市民に開かれた議会の運営に取り組んでいます。

また、沖縄ケーブルネットワーク（OCN）では本会議の生中継（地デジ112ch）を行っています。

本会議の内容は、「会議録」として記録され、議会事務局、市政情報センター、市立図書館などで閲覧できます。また、「なは市議会だより」を年4回発行し、市内の全世帯に配布しています。平成30年8月からは、市議会だより音声版（デジ編集）を身体障害者手帳（視覚障がい）1、2級をお持ちの希望される方に送付しています。

なお、「会議録」「なは市議会だより」は、市議会ホームページで見することもできます。

那覇市議会ホームページ

<https://www.city.naha.okinawa.jp/sigikai/index.html>



請願・陳情

議会事務局 議事管理課 ☎862-8153

市の行政などに関して、市民は意見や要望を市議会に対して行うことができます。これを「請願」、「陳情」と言います。取り扱いは同じですが、議員の紹介が必要なものを「請願」、必要のないものを「陳情」といい、それぞれ「請願書」、「陳情書」を作成し、議会に提出します。陳情は議員の紹介が要らないという点以外は、請願と本質的に変わりません。

※ 通り会など多数の連名で提出する場合は、代表者の住所などを記入し、署名簿を添付します。

※ 道路・下水道の整備については、案内図・略図などの参考資料を添付します。

[請願・陳情の書式例]

○年○月○日
那覇市議会議長
○○○○様
請願(陳情)者
住所
電話番号
氏名
印
(請願の場合) 紹介議員
印
件名○○○○について(請願/陳情)
趣旨
理由

●請願・陳情の処理

所管の委員会で審査され、本会議で最終的に表決されます（議長供覧にとどめたものを除く）。採択された請願・陳情のうち、行政上の対応を求めるものは、執行機関に送付し、その処理経過や結果の報告を求めます。また、提出者には、審議結果（継続審査を除く）をお知らせします。

市議会議員名簿

那覇市議会事務局	〒900-8585	那覇市泉崎 1-1-1
	TEL : 862-8153	FAX : 862-8296
議員の任期	令和3年8月4日～令和7年8月3日	
議員数	条例定数	40人（平成18年6月1日改正）
	現員数	40人

議長 久高 友弘 副議長 野原 嘉孝 (令和4年2月22日現在)

議席	氏名	会派	常任委員会	議席	氏名	会派	常任委員会
1	與儀 喜邦	立憲民主・社大	教育福祉	21	金城 亮太	公明党	厚生経済
2	上原 快佐	立憲民主・社大	総務	22	上原 仙子	みんなの協働!	総務
3	普久原 朝日	立憲民主・社大	都市建設環境	23	上里 直司	みんなの協働!	都市建設環境
4	奥間 綾乃	無所属クラブ	厚生経済	24	金城 直子	自民党	厚生経済
5	宇根 良也	無所属クラブ	都市建設環境	25	奥間 亮	自民党	総務
6	當間 安則	無所属クラブ	総務	26	花城 典史	自民党	教育福祉
7	中村 圭介	無所属の会	厚生経済	27	清水 磨男	ニライ	都市建設環境
8	前泊 美紀	無所属の会	総務	28	多和田 栄子	ニライ	教育福祉
9	比嘉 啓登	自民党	総務	29	平良 識子	ニライ	厚生経済
10	外間 有里	自民党	厚生経済	30	糸数 貴子	ニライ	厚生経済
11	山田 マドカ	ニライ	教育福祉	31	翁長 俊英	公明党	厚生経済
12	瀬名波 奎	ニライ	総務	32	糸数 昌洋	公明党	都市建設環境
13	久高 友弘	無所属	—	33	野原 嘉孝	公明党	総務
14	屋良 栄作	無所属	都市建設環境	34	大城 幼子	公明党	教育福祉
15	古堅 茂治	日本共産党	都市建設環境	35	幸地 わかえ	公明党	総務
16	湧川 朝渉	日本共産党	教育福祉	36	大山 たかお	自民党	教育福祉
17	我如古 一郎	日本共産党	総務	37	吉嶺 努	自民党	厚生経済
18	前田 千尋	日本共産党	厚生経済	38	坂井 浩二	自民党	教育福祉
19	西中間 久枝	日本共産党	教育福祉	39	山川 典二	自民党	都市建設環境
20	吉里 明	公明党	教育福祉	40	粟國 彰	自民党	都市建設環境

●投票できる人は

選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿に登録されるには、登録の基準日において次のすべてを満たすことが必要です。

- ・ 年齢満18歳以上の日本国民であること。
- ・ 那覇市内に住所を有すること。
- ・ 住民票が作成された日（転入届をした者については、転入届の日）から引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されていること。

選挙人名簿に一度記録されると死亡、または他の市町村に転出（転出してから4か月経過後登録が抹消される）などをしない限り、継続して登録されます。なお、住所移転のときに転入届を忘れると、実際に住んでいても投票できなくなることがありますのでご注意ください。

●投票の方法

投票日に選挙人が直接投票所で投票するのが原則です。なお、投票時間は、午前7時から午後8時までです。投票には、次のような方法もあります。

<期日前投票>

投票日に投票所へ行けない人で、一定の事由に該当すると見込まれる人は、公示または告示の翌日から投票日の前日までに期日前投票所で投票することができます。その際、宣誓書の記入が必要になります。投票入場券をご持参ください。

<不在者投票>

仕事や旅行などで、選挙期間中、那覇市以外の市町村に滞在している人は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます（那覇市選挙管理委員会に、不在者投票の請求を行ってください）。

また、入院中の病院や老人ホームなど、その施設が不在者投票指定施設であれば、その施設内でも不在者投票ができます（施設に相談してください）。

<代理投票>

身体の障がいなどにより、自分で字の書けない人は、申請すると、補助者2名が定められ、代わりに書いてもらうことができます（投票の秘密は守られます）。

<郵便等による不在者投票>

身体に重度の障がいがあり、一定の事由に該当する人は、自宅で投票用紙に記載し、郵送により投票することができます（郵便等投票証明書の発行手続きが必要です）。

情報

市政情報センター

市政情報センター ☎869-8191

市政情報センターは、情報公開制度に基づく公文書の公開請求や、個人情報保護制度に基づく自己情報の開示請求などの受付業務を行っています。

なお、上下水道局および市立病院については各部署での受付となります。

その他、市の刊行物や資料を収集し、閲覧、コピーなどのサービスを行っています。

個人情報保護制度

市政情報センター ☎869-8191

基本的人権としての個人の尊厳の維持と市民生活の安定を図るため、自己の個人情報の開示請求などの権利を市民に保障するとともに個人情報の適正な取扱いを図る制度です。

情報公開制度

市政情報センター ☎869-8191

日本国憲法の基本原理である基本的人権としての「知る権利」を制度として保障し、市民のみなさんが自由に行政情報を入手し、知ることができるよう、保有する公文書の公開を行政機関に義務づける制度です。

統計データ

企画調整課 統計グループ ☎951-3223

企画調整課統計グループでは、那覇市の人口・経済・社会など多様な分野にわたる基本的な統計資料をまとめ、次のように発行しています。

* 「那覇市統計書」年1回発行

* 「統計那覇」年3回（5月・9月・1月）発行、およびホームページに掲載。

市政へのご意見・ご要望は

市民生活安全課 ☎862-9955

市政に対するご意見やご要望などをお聴きし、市政への反映に努めるとともに、市民参加の市政を積極的に推進するため、次のことを実施しています。

●陳情・要望の受付

文書や電話、窓口、ご意見箱等を通して市政へのご意見やご要望等を受け付けます。

●インターネット相談窓口

那覇市ホームページ上に「インターネット相談窓口」を開設しています。過去の相談を検索して、類似のご相談については、自己解決に役立てることもできます。



●飛びだせ！市長室

各種団体、グループの懇談の場に市長が出向き、団体が設定するテーマについて意見交換を行います。

●市長への手紙

毎年、10月の1か月間「市長に手紙を出す月間」を設けています。

まちづくり協働推進課 ☎861-3846

●市長とゆんたくタイム

協働によるまちづくりのすそ野を広げるために、市長自ら各種団体や地域などに出向き、協働によるまちづくりについて、ゆんたく（意見交換など）を行います。

広報

秘書広報課 ☎862-9942

●広報紙・刊行物

- ・「広報なは 市民の友」 毎月1日発行／全世帯無料配付
- ・「市民便利帳」 転入してくる市民への配布
- ・「市勢要覧」 インターネット版としてホームページへ掲載

●声の広報・点字広報

「広報なは・市民の友」を読み上げた声の広報（カセットテープまたはCD）と、一部を抜粋した点字広報を目の不自由な人（希望者）に毎月郵送しています。

●インターネット広報（ホームページ）

ホームページを次のとおり開設しています。ご利用ください。市政情報や各課のお知らせなどを随時更新しています。

* 那覇市ホームページ

<https://www.city.naha.okinawa.jp/>



●公式ソーシャルメディア

Facebook・LINE・Instagramを活用し、イベントや実施している事業等の様々な情報を発信しています。



Facebook



LINE



Instagram

●カタログポケット

無料アプリ「カタログポケット」で、「広報なは 市民の友」がより便利に読めるようになりました。スマートフォンやタブレット端末での閲覧が可能となり、また日本語だけでなく外国語での音声読み上げ機能もあります。



AppStore版



Googleplay版